

## 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の実施について

平成30年12月6日  
初等中等教育局財務課

中央教育審議会において、学校における働き方改革について、多方面から審議を行っていただいております。

このたび、文部科学省として「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」を作成しました。

つきましては、本ガイドライン案について、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。なお、下記の要領に則っていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

### 【1. 案の具体的内容】

→別添資料参照

### 【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから  
(電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成30年12月21日（金）必着（郵便についても期限内必着）
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局財務課 宛

FAX番号：03-6734-3733（12月8日以降）

電子メールアドレス：hatarakikata-guide@mext.go.jp

（判別のため、件名は「働き方改革ガイドライン案に関する意見」としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。）

### 【3. 意見提出様式】

以下の項目を記載ください。

- ・件名（「働き方改革ガイドライン案に関する意見」）
- ・氏名（法人又は団体の場合はその名称）
- ・年齢（法人又は団体の場合は記載不要）
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記載。法人又は団体の場合は「団体」と記載）
- ・住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）
- ・電話番号
- ・意見

### 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局財務課）